

## 国土交通省より、マンション管理に関する懇談会の論点整理について

平成16年8月より、マンション管理に関する有識者をメンバーとして開催されてきた「マンション管理に関する懇談会（座長：丸山英氣 中央大学法科大学院教授）」が、今般マンション管理の現況や課題と対応策について論点整理を行いました。

### 懇談会開催の趣旨と開催経緯

マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第8条及び平成16年8月1日で法施行から3年が経過したことを見まえ、国土交通省が今後のマンション管理に関する施策を検討するにあたり、その基本的方向に関する議論を深めるため開催されたものです。（マンション管理適正化法附則第8条）政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これに対し、同懇談会は平成16年8月より4回開催されました。構成委員には、全国マンション管理組合連合会長 稲山精吾さんも参加され

NPO法人埼管ネットは、全国マンション管理組合連合会と共に、この問題に取り組んで行きます。

### この懇談会報告書の内容を一部抜粋して掲載します。

#### 《懇談会における論点整理》

平成17年3月18日、マンション管理に関する懇談会

#### I マンション管理の現況

##### マンション管理適正化法の施行状況

マンション管理の現況創設された制度の運用及びその評価を含め、総合的に把握する必要がある。このため主としてマニシヨン管理組合区分所有者の管理に対する認識についてマニシヨン管理組合区分所有者の管理に対する認識についてマニシヨン管理適正化法の施行の経過と調査の時期がおおむね符合する。

「マンション総合調査、前回調査平成11年度、今回調査平

成15年度」によることとし、相談体制、マンション管理士等の新たな制度の運用状況、マンション管理業に関するマニシヨン管理適正化法の施行状況については、個別の実態調査によりその状況の把握を行った。

#### (1) 平成15年度マンション総合調査の要点

マンション総合調査（以下「総合調査」という）は、おむね5年毎に実施されています。これによれば、世帯主の高齢化の進行、永住意識を持つ者の割合の増加、長期修繕計画や修繕積立金に関する対応の進展、管理組合への関心度の高まりといった状況がうかがえる。一方、賃貸化率、管理費等の滞納率については、マンションにより、少ないものと、多いものの両方が増加している。管理事務を管理業者に委託している管理組合は、

正化法に規定するマンション管理適正化推進センターに指定されている財マンション管理センターにおいては、相談業務に係る地方支部の創設、相談職員の増員等の支援体制の確立、充実を図るとともに、

対象にした各種セミナー等を実施している。

#### 東方工業株式会社

マンションの総合リニューアル  
ISO9001・14001 全支店認証取得

# 東方工業株式会社

東京支店/〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3  
TEL03(3255)1876・FAX03(3257)9190

URL:<http://www.toho-kogyo.co.jp> E-mail:renewal@toho-kogyo.co.jp

TOHOは豊富な工事実績と堅実な財務体質を基盤に時代や管理組合様の多様化するニーズにお答えしながら更なる前進をして行きます。

①マンション管理の支援体制の整備

マンション管理組合に対する支援体制については、逐次整備が進み、国土交通省においては、地方公共団体等の職員を対象にした研修や相談マニュアルの作成を、地方公共

団体においては、相談窓口を設置（都道府県、政令指定都市の全部及びこれらを含む150の地方公共団体で設置）

している。また、一部の地方公共団体では、弁護士、一级建築士、マンション管理士等の専門家を管理組合に派遣する「マンション管理アドバイザー制度」を実施している。

その他、マンション管理適正化法に規定するマンション管理センターにおいては、相談業務に係る地方支部の創設、相談職員の増員等の支援体制の確立、充実を図るとともに、

対象にした各種セミナー等を実施している。

マンション管理士については、約1万人が登録を行っており、そのうちの一部の管理

は、マンション管理適正化法の施行状況に満足している区分所有者は約6割、満足していない区分所有者は1割弱となっている。

（2）マンション管理適正化法の施行状況の調査の要点

士については、相談業務、管理組合の運営の補助、管理規約（細則）案の作成・改訂、長期修繕計画の企画提案等多彩な活動を行っている。

マンション管理士の活用については、平成16年1月に国土交通省が発表したマンション標準管理規約の改正においても所要の条項が追加され、その位置付けが具体化されたところである。また、地方公共団体においては、相談窓口の相談員としての委嘱やセミナー等における講師等に活用している。

## ②マンション管理業関係

マンション管理業者は、管理組合からの委託を受けて、その会計の収入及び支出の調定・修繕の企画等の管理事務を行つておりマンションの良好な居住環境の確保を図るにあたつて重要な役割を担つてゐる。このマンション管理業者の登録数は、平成17年1月末で2631社となつてゐる。

## II 検討の視点

以上のような調査結果からすると、管理組合が管理の主

体となり、これを関係者が支援するといったマンション管理適正化法の規定による関係の制度の運用が着実に進んでいるが、制度を更に実効たらしめるため、その適正な施行・普及が求められる。今後は、こういった取り組みを中心にして、普及が求められる。今後は、こういった取り組みを中心にして、普及が求められる。今後は、

マンション管理の新たな課題を認識しつつ、管理の適正化に向けての施策の展開が必要であるとの認識が、本懇談会としての基本的見解である。

このため、現行制度の運用の適正化、充実のための施策の推進はもとより、マンション管理に係る各般にわたる課題についても意見交換を行い、論点整理を行つたところである。

## III マンション管理の課題と対応策

マンション購入時における購入者の管理意識の醸成について

①一般的には、マンション購入者の多くは、分譲価格や間取り、設備等については関心が高いが、入居後は自らが区分所有者として管理組合の構成員になるといった認識が希薄である。

また、居住のためのルール

約（細則）案の作成・改訂、長期修繕計画の企画提案等多彩な活動を行つてゐる。

マンション管理の改正においても所要の条項が追加され、その位置付けが具体化されたところである。また、地方公共団体においては、相談窓口の相談員としての委嘱やセミナー等における講師等に活用している。

マンション管理業者は、管理組合からの委託を受けて、その会計の収入及び支出の調定・修繕の企画等の管理事務を行つておりマンションの良好な居住環境の確保を図るにあたつて重要な役割を担つてゐる。このマンション管理業者の登録数は、平成17年1月末で2631社となつてゐる。

II 検討の視点

以上のような調査結果からすると、管理組合が管理の主

体となり、これを関係者が支援するといったマンション管理適正化法の規定による関係の制度の運用が着実に進んでいるが、制度を更に実効たらしめるため、その適正な施行・普及が求められる。今後は、こういった取り組みを中心にして、普及が求められる。今後は、こういった取り組みを中心にして、普及が求められる。今後は、

このような管理に対する認識の不足、理解の不十分さは、入居後の居住者間のコミュニケーションの不足によるトラブルの発生、定期的・計画的に実施すべき大規模修繕に関する合意形成に困難さを生じさせる等、管理組合活動の沈滞化を招く原因ともなっている。

②購入者においては、マンションの管理の適正化に関する指針（平成13年8月1日国土交通省告示第1288号以下）も規定されているとおり、自らが区分所有物件を取得するといった意識のもと、その管理の必要性について、認識を新たにすることが重要である。

また、管理規約の内容、管理費及び修繕積立金の算定根拠、その他の管理事項について、マンション購入者の意識を醸成することが必要である。

具体的には、マスコミニュースを活用した意識の醸成が求められる。

あると考へられる。協力の下に作成し、モデルとなる等、管理組合活動の沈滞化を招く原因ともなっている。

トを国、分譲会社の団体等の購入予定者向けのリーフレットや関係団体のホームページに掲載すること等が効果的であると考へられる。

## 結びに

今後とも、マンション管理

に係る環境は、供給量の多さに加え、築年数の古いマンションが急激に増加する等、その困難性、多様性が増大する

ものと考へられるが、適正なマンション管理が、良質な住宅ストックの維持はもとより、社会的資産の保全ひいては国民生活の安定の向上に繋がるものであるとの認識のもと引き続きマンション管理の適正化に向けた、各般の取り組み

改修工事業のパイオニアとして歩んだ実績は  
**13万5000戸**を超えました

年	戸数
1980	10,000
1985	15,000
1990	20,000
1995	25,000
2000	30,000
2004	35,000

ヤマギシは、居住者との一体感で工事の進行を安全に管理します。

<http://www.ymgs.co.jp>



ヤマギシリフォーム工業株式会社

本社 東京都品川区南品川4-2-36 Tel 03・3474・2900  
東京支店 東京都品川区南品川4-2-36 Tel 03・3474・1941  
横浜支店 横浜市中区羽衣町3-55-1 横浜センチュリービル Tel 045・242・6640